# 現職教育資料

			はしめ											-			-		-		-	-		-	-	ı
Λ			高等学	<u>'</u> 校	学	習打	旨導	要	領																	
第		1	改訂の	基	本的	りた	はね	5	11.	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	٠.	•	•	• •	•	•	1
4 4	6	2	改訂の	要	点・	• •	• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •		•	• •	•	٠.	•	•		•	•	1
号			盲学校		聾:	学材	交及	び	養	蒦	学村	交(	D:	学	習	指	į	事	要	쇟	Į					
V		教	育要領															-								
		1	改訂の	基	本フ	白金	<b>∤••</b>	• •			• •			•			•		•			•		•	•	3
		2	改訂の	要	点•	• •	• • •	• •			• •	• •	• •	•			•		•		•	•		•	• ;	3
			おわり	I	• • •	• •		• •			• •			•			•		•		•	•		•	• ,	4

# 新学習指導要領の実施に向けて(県立学校編)

#### はじめに

平成10年7月に教育課程審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」の答申が出され、この答申を踏まえ、平成11年3月に高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領が告示された。高等学校の学習指導要領は、平成15年度から学年進行により実施され、盲・聾・養護学校の学習指導要領は、小・中・高等学校に合わせて実施される。

県教育委員会においては、新しい教育課程の趣旨の徹底を図るため、平成11年度から新教育課程説明会を実施しているところである。本稿では、高等学校及び盲・聾・養護学校の新しい学習指導要領の主な改訂の要点を紹介することとした。

#### 高等学校学習指導要領

1 改訂の基本的なねらい

高等学校学習指導要領は、平成14年度から実施される完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で生徒一人一人に[生きる力]を育成することを基本的なねらいとして、次の4つの方針に基づき改訂した。

豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること

自ら学び、自ら考える力を育成すること ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育 を充実すること

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特 色ある学校づくりを進めること

特に高等学校の教育課程においては、生徒の興味・関心、進路希望等に対応して、幅広い選択科目や学校設定科目の履修を通して、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりする仕組みを整え、それぞれの能力を十分伸ばすことのできる教育の展開を目指している。

#### 2 改訂の要点

(1) 教育課程編成の一般方針の主な改正点 教育課程編成の原則

新しい教育課程が目指す基本的な考えとして、

「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図図りともに、基礎的・基本的な内容の確実な産着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」ことを示している。特に高等学校段階では、各教科・科目、特別活動及び「総合的な学習の時間」の全体を通じて、自らの意見や考えをもち、論理的に表現したり、相手の立場を尊重して討論したりする、思考力、判断力、表現力などの育成を重視している。

道徳教育

人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承し、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととしている。特に、「心の教育」の観点から、「豊かな心」をはぐくむこととを道徳教育の目標として示し、道徳教育の一層の充実を目指す。

体育・健康に関する指導

体育と並んで「健康」の文言が加わり、体力の向上はもとより、心の健康、薬物乱用、生活習慣病の 兆候等の健康に関する新たな現代的課題に適切に対応するなど心身の健康に関する指導をより充実する こととした。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を 送るための基礎が培われるよう配慮することを示している。

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の 指導

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行い、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に努めることとしている。このような体験的な学習は、高等学校段階の生徒にとって、

自分と社会とのかかわりに対する理解と認識を深め、 自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

#### (2) 改訂の要点

各教科・科目及び単位数等

#### ア 卒業までに履修させる単位数

完全学校週5日制の実施に伴い、卒業までに履修させる単位数は、総合的な学習の時間を含めて、現行の80単位以上から74単位以上へと縮減した。

#### イ 普通教育に関する各教科・科目

個性の伸長を図る一方、基礎・基本の確実な定着 を図るため、教科・科目が再編された。情報社会に 主体的に対応する能力・態度を育成するために教科 「情報」が新設され、これにより普通教育に関する 教科の数は、10教科となった。

#### ウ 専門教育に関する各教科・科目

情報化や少子高齢化に対応する観点から、職業に 関する新教科として「情報」、「福祉」を新設した。 エ 学校設定科目・学校設定教科

学習指導要領で示す教科・科目以外の教科・科目 については、従前は、その名称、目標、内容、単位 数等を設置者が定めることとしていたが、今回の改 訂では、各学校で定めることとし、その総称も「学 校設定教科」「学校設定科目」に改めた。

高等学校教育の目標や水準の維持に十分配慮しつつ、特色ある学校づくりに向けて、有効に活用することが望まれる。

各教科・科目の履修等

#### ア 必履修教科・科目【別表】

現行の8教科に、「情報」及び「外国語」を加え、普通教科10教科のすべてに必履修科目が設けられた。

また、生徒が自己の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて多様な科目を選択履修できるよう、「保健体育」以外の9教科で2単位の科目を設けて、その2単位科目を含めた複数の科目の中から選べるようになった。このことにより、必履修教科・科目の最低合計単位数が現行の38単位(全日制普通科)、36単位(定時制・通信制普通科)、35単位(専門学科、総合学科)から31単位に縮減され、各学校が柔軟に教育課程を編成することができるようになった。イ専門学科における各教科・科目の履修

専門教育に関する各教科・科目の必履修単位数が、現行の30単位以上から25単位以上へと改められた。商業に関する学科では、従前、外国語の単位数を10単位まで上記単位数に含めることができたが、5単位までと改められた。

#### ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

「産業社会と人間」を入学年次の原則履修科目と するとともに、「産業社会と人間」及び専門教育に 関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとしている。

#### エ 総合的な学習の時間

今回創設された「総合的な学習の時間」は、よりよく問題を解決する資質・能力や、自己の在り方生き方を主体的・創造的に考える態度を育てるための学習活動の時間である。

具体的な学習活動については、各学校が創意工夫を生かして展開することが期待されるが、次の3つの学習活動を例示している。特に、イとウは、高校生という発達段階等を踏まえ示したものである。

- ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した 課題について、知識や技能の深化、総合化を図 る学習活動
- ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する 学習活動

「総合的な学習の時間」は、教育課程上必置としている。授業時数については、卒業までに105~210単位時間を標準としている。

各教科・科目等の授業時数等

#### ア 週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、 完全学校週5日制の実施に伴い、現行の32単位時間 から30単位に改められた。

#### イ 特別活動の授業時数

特別活動については、クラブ活動を廃止し、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成することになった。ホームルーム活動の授業時数は、年間35単位時間以上行うこととされている。

#### ウ 授業の1単位時間

授業の1単位時間については、各学校で創意工夫を生かした時間割が編成できるよう、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、各学校ごとに適切に定めることができることとなった。

# 盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領・ 教育要領

盲・聾・養護学校では、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を 改善・克服するための指導を行っている。



新しい学習指導要領・教育要領は、幼稚園は平成 12年度から、小・中学部は平成14年度から全面実施 **宣笑学校办英语教科,科旦及对博维出位数** 

			同寸	子仪の百具	<u> </u>	<u> 연연                                  </u>	<u> </u>	- 112 安文	
		従 前	1m Vir	1まがての生なに	<b>∤</b>	1	改 訂	+# S#	オップの生なに
教科		科目	標準単位	すべての生徒に 履修させる科目	数 科		科目	標準単位	すべての生徒に 履修させる科目
	国語表現国語		2		国語	国語表現		2 2 4	]-
国語	国語文		4 4 4 2 3 3			現代文		4	
			3 3			古典		4	
	古典講読  世界史A			+	┧├──	古 典 講 読   世 界 史 A		2 2	+
地 理 歴 史	世界史B		4 2		世典理	世界史B		2 4 2 4 2	<del> </del>
歷史	地理A		2 4 2 4 2 4	ΙŦ	産丈	地理A		2 4	<del> </del>
公民	国国現現古古古世世四日地地現倫政語語代代典典典界本本理理代理治語語代代典典典界界本本理理代理治語 議 A B A B A A B A B A B A B A B A B A B		4 2 2	「現代社会」又 は「倫理」・ 「政治・経済」	公民	古一古世世日日地地現倫政教教教教教教教教理理理物典與界界本本理理代理治学学学学学学科科科理典的主要, 一一人名 医二基総総 二十二人名 医二基総総 二十二人名 医二基総総 二十二人名 医二基 经险 二十二人名 医高速 人名 医二二十二人名 医二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		2 2 2	「現代社会」又 は「倫理」・ 「政治・経済」
	数送!.			PA /11   12   // ]		数学基礎 数			T
数学	数 子     数 学       数 学 _ A		4 3 2 2		数学	数字       数学         数学 Δ		2 3 4 3 2 2	
	数数 数数数 数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数		2 2			数学品数学品			
	総合理科		4	T		理 科 基 礎 		2 2 2	2 科目 (
	物理IA		2 4	5 区分から 2 区分に たって 2 科 目		物理Ⅰ		3	
理科	物理II化学IA		2 2		理科	物理 物理		3	で で で で で で で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
	化学   B		4 2			化 学   化 学   ı		3 3	
	生物 1 B		2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 4 4 2 4 4 2 4 2 4 4 4 2 4 4 4 4 2 4	귀		生物 ! ı		3 3	
	物物物化化化生生生地地体保育音音美美工工工書書者才才英英リラ地球物物化化化生生生地地体保育音音美美工工工書書者オオ大英英リラ理理理学学学物物学学学育健薬楽楽術術社芸芸道道道-- 語語-イーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		2 4					3 3	
保健体育	体育		7 ~ 8 2	(全普9)	保健体育	地学   地学   I 体育 保健		7 ~ 8	
<u>体育</u>	保健			T	体育	保健     音楽			+-
	音楽       音楽		2 2	(普通科3)		音楽    音楽		2 2	
芸術	美 桁       美 桁       美 桁		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		芸術	美術       美術		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
2 113	(工業 I )		2 2	-		全		2 2	1+
	工芸		2 2			工芸     書道		2 2	
	書道    書道					書道    書道  !		2 2	
加田	オーラル・コオーラル・コ	ミュニケーション A ミュニケーション B ミュニケーション C	2 2 2 4 4 4			保育音音美美美工工工書書書オオ健果楽楽術術代芸芸芸道道道一一世界楽楽術術代芸芸芸道道道一一ルル		7   2	IT
外国語	英語ー	21-9-9170	4 4		外国語	英語!		3 4	-
	∬ーディング ライティング		4 4			   リーディンク   ライティンク	<u> </u>	4 4	
			4 4	<del> </del>	家庭	英英リラ 語語 - インク 家庭 総合		2 4	IŦ
	家庭基礎 家庭総合 生活技術		4	Ε		生活技術		4	
					情報	生活技術 情報 B C 1 1 2 2 3 3 5 9		2 2	<u> </u>
	0 数 彩 6 2 彩	-	Ļ	<b>+</b>	<b>+</b>	<u>情 報 し</u>	£N □	1 2	<del>  -</del>

特別活動の週当たりの授業時数 |ホームルーム活動 | 2 単位時間以上 |及びクラブ活動 | (ホームルーム活動については1単位時間以上)

(注: 」 はそれらの科目のうち、1科目が必履修であることを示す。)

される。高等部は平成15年度から学年進行で実施さ れる。

## 1 改訂の基本方針

盲・聾・養護学校の教育課程の基準は、幼稚園、 小学校、中学校及び高等学校の改訂のねらいに基づ くとともに、次の基本方針により改訂された。

障害の重度・重複化や社会の変化等を踏ま! え一人一人の障害の状態等に応じたきめ細か な指導を一層充実すること。

- ・障害の重度・重複化への対応
- ・早期からの適切な対応
- ・職業的な自立の推進

## 2 改訂の要点

(1) 障害の重度・重複化へ対応するために

管護・訓練」から「自立活動」へ

- ア 障害に基づく種々の困難を改善・克服するた めの指導領域である「養護・訓練」を、自立を 目指した主体的な活動を一層推進する観点から 目標を見直し、名称を「自立活動」に改めた。
- イ 近年の障害の重度・重複化に対応するため、 コミュニケーションや運動・動作の基本的技能 に関する指導が充実されるよう、内容を整理し た。
- ウ 自立活動の授業時数は、障害の状態に応じて 適切に定めるよう改めた。
- **Q1** 自立活動の「自立」とは職業的自立の「自立」 と同じ意味か?

A ここでいう「自立」とは、個々の子どもが主体的 に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこ うとすることを意味している。

自立活動の指導は、障害の種類や程度にとらわれず すべての子どもが様々な困難を主体的に改善・克服す るために行われる。

#### 個別の指導計画に基づく指導

- ア 個々の子どもの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、自立活動は「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導することになった。
- イ 重複障害のある子どもの指導においても「個別の指導計画」を作成することになった。
- ウ 「個別の指導計画」では、長期的及び短期的 な観点から指導の目標を明確にし、具体的な指 導内容を設定する。

**Q2** 「個別の指導計画」とはどのようなことか? A 自立活動の指導と重複障害のある子どもの指導において作成する。一人一人の子どもの障害の状態や発達段階に応じた指導の目標、指導内容を明確にし、個に応じた指導の充実や授業の改善を図る。

#### 高等部における訪問教育

高等部でも訪問教育を実施できるよう規定を設けた。訪問教育では、授業時数を障害の状態に応じて適切に定めることができ、また、学習の成果に基づいて全課程の修了が認定される。

#### (2) 早期からの適切な対応のために

障害のある子どもの自立を進めるためには、早 期から適切な教育的対応を行うことが大切である。

重複障害のある幼児の指導は、専門機関などとの連携に特に配慮する。

盲・聾・養護学校は、地域の障害児教育に関する相談のセンターとして、各学校の専門性や施設 設備を生かし、相談などの教育的な支援をする。

**Q3** 「相談のセンター」とはどのようなことか? A 盲・聾・養護学校はこれまでも障害のある子どもの教育についての相談や理解啓発に取り組んできた。

各学校は、医療、福祉等の専門機関との連携を図りながら地域の実態や家庭からの要請などに応じ障害のある乳幼児の発達支援や保護者に対する相談など、今後、ますます地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割が期待されている。

#### (3) 自立を目指した職業教育の充実のために

盲学校では、調律、理療(あん摩、マッサージ 指圧、はり、きゅう)理学療法等の専門性の向上 を図るために、専門教科・科目の内容を改善し、 科目構成を大綱化した。

聾学校では、印刷、理容・美容、クリーニング、 歯科技工に関する専門性の向上を図るために、専 門教科・科目の内容を改善し、科目を新設した。

知的障害養護学校の高等部に、専門教科「流通

・サービス」を新設するとともに、中学部でも産業現場などにおける実習ができるようにした。

また、選択教科として中学部には「外国語」を 高等部には「外国語」と「情報」を新設し、高等 部の教科の内容を充実した。

#### (4) 交流教育の充実のために

交流教育については、子どもたちの経験を広めて、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性 をはぐくむことをねらいとして、その意義を明確 にした。

幼稚園の教育要領、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領にも、盲・聾・養護学校との連携を図り、障害のある子どもとの交流の機会を設けることが明記された。

#### おわりに

今回の高等学校学習指導要領の改訂は、学校や生徒の選択の幅を拡大し、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、それぞれの能力を十分伸ばそうとするものであり、また、盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の改訂は、障害のある子どもたちが、[生きる力]を育み、可能な限り自立や社会参加を促すものである。

各学校においては、改訂の趣旨を十分に踏まえ、 児童生徒一人一人が充実した学校生活を送れるよう、 特色ある教育活動を展開することが求められている。

#### ティータイム

# 行事と食

旧盆に実家に帰り、久しぶりに家族と食卓を 囲んだ。我が家の盆の献立は、ちらしずし、精 進あげ、そうめんとなる。これらは、決まった 材料・作り方があり、祖母から母、自分へと受 け継がれている。

日本では地域によって多少の差はあれ、行事とともに様々な料理が食卓に並べられてきた。 正月のおせちや雑煮、七草粥、月見のけんちん、大晦日のそば等、古くは鎌倉時代の頃から 地域や季節の食材を様々な行事に合わせて調理 し、味わい、伝えられてきたものである。

残念なことに現代では、生活様式の変化により、これらの行事を家庭で行うことが少なくり、行事とともに作られた料理も家庭の味として食卓に上るこが少なくなりつつある。

行事食は季節の節目を家族とともに祝い、人をもてなし、よりよい人間関係を作ってきた日本の食文 化である。「孤食」という現象が問題となっている今、 家庭でもう一度、行事やそれに伴う食のあり方を見直して行くべきなのかもしれない。

C) 栃木県教育委員会義務教育課 2000